

## 第1章 環境会計を巡る国内外の動向

### 1. 我が国における環境会計の取組の広がり

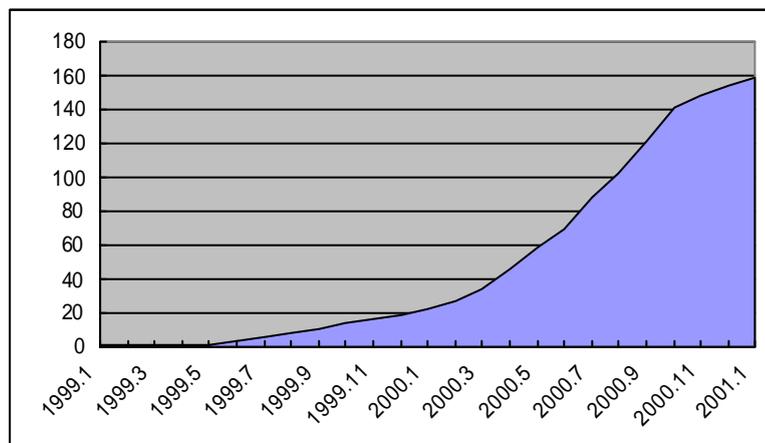
環境会計に取り組む企業の数が非常に増えてきています。まずはじめに、平成12年度「環境にやさしい企業行動調査」(環境省)の結果を紹介します。

平成12年度「環境にやさしい企業行動調査」の結果によると、上場企業1,170社のうち、「既に導入している」企業が17%、「導入を検討している」企業が34%にのぼっています。また、非上場企業1,519社の場合には、「既に導入している」企業が10%、「導入を検討している」企業が17%にのぼっています。上場・非上場企業を合わせると、およそ350社の企業が環境会計を導入していることとなります。また、環境省が別途調べたところ、160社以上の企業が環境会計情報を環境報告書等を通じて公表していることが分かりました。

なお、環境会計を導入していない企業に、その理由を尋ねたところ、上場・非上場企業ともに40%程度の企業が、「どのように集計すべきか分からない」という理由を挙げています。

また、調査結果によれば、国に期待する環境会計推進支援策として、企業内部用ガイドライン作成に役立つこと、企業の事例紹介、セミナー、シンポジウムの開催、環境会計ガイドラインの改良、精緻化、の順に回答数が多くなっています。

環境省では、上記の結果等を踏まえながら、また、様々な機会を捉えて関係者から広く意見を求めながら環境会計に係る施策を推進していきます。次節では、環境省における環境会計に関する取組を紹介します。



### 2. 環境省の取組

#### (1) 環境会計に係る統一的な枠組みとしてのガイドラインの提供

環境会計とは、企業等の環境保全への取組を定量的に評価するための枠組みの一つです。企業等にとっては、自社の環境保全への取組をより効率的で効果の高いものにしていくための経営管理上の分析手段となり、国民にとっては、統一的な枠組みを通じて企業等の環境保全への取組状況を理解できる有効な情報手段となります。

環境省では、我が国においても環境会計システムが確立し、多くの企業等に普及することが環境政策の上でも有意義であると考え、その動きを支援するための施策を進めてきました。環境会計に関する情報の提供側と受け手の側の双方にとって共通の枠組みを構築するものとしてガイドラインが必要であると考え、平成11年3月に「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン(中間取りまとめ)」を公表しました。そして、その後「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン(中

間取りまとめ)」に対する関係者の意見を直接聴取するため、平成 11 年 6 月に企業等の実務メンバーとの情報交換の場として「環境会計に関する企業実務研究会」を発足させ、また、日本公認会計士協会の専門部会との間に共同研究会を発足させました。さらに、平成 11 年 11 月には「環境会計システムの確立に関する検討会（座長：河野 正男 横浜国立大学教授）」を設置し、これらの活動成果を反映しつつ調査検討を進めてきました。そして、我が国における環境会計について現時点での検討成果を集大成したものが、平成 12 年 5 月に公表した「環境会計システムの確立に向けて（2000 年報告）」で、「環境会計ガイドライン（2000 年版）」がその主たる内容となっています。

「環境会計ガイドライン（2000 年版）」は、環境会計に関する総合的なガイドラインであり、環境省では、今後とも調査研究を進めるとともに、様々な機会を捉えて国内外の関係者から広く意見を求めながら、環境会計に関する基本的な事項を取りまとめていきたいと考えています。

## （２）「環境会計ガイドライン（2000 年版）」の概要

ここでは、環境省が平成 12 年 5 月に公表した「環境会計ガイドライン（2000 年版）」の概要を紹介します。

### ア 環境会計とは

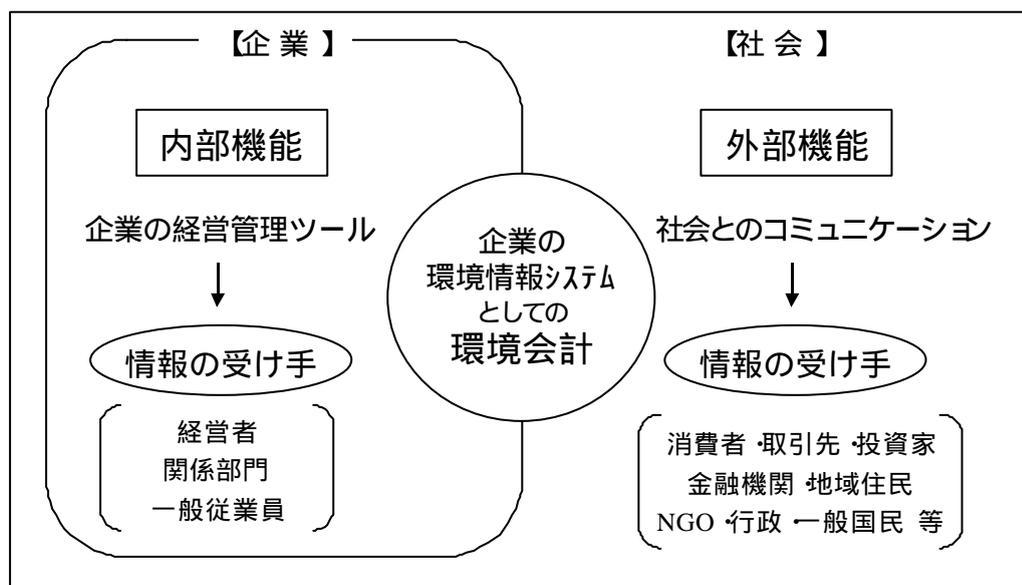
「環境会計ガイドライン（2000 年版）」では、まず環境会計についてその仕組みとしての説明を行っています。具体的には、「企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取組を効率的かつ効果的に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を可能な限り定量的に把握（測定）し、分析し、公表するための仕組み」としています。

### イ 環境会計に期待される機能

環境会計に期待される機能として、内部機能と外部機能とがあるととしています。

**内部機能** 環境会計は、企業等の内部管理情報のシステムとして、年々負担の増大する環境保全コストの管理や環境保全対策の費用対効果分析を可能にし、適切な経営判断を通じて効率的かつ効果的な環境投資を促す機能を果たします。

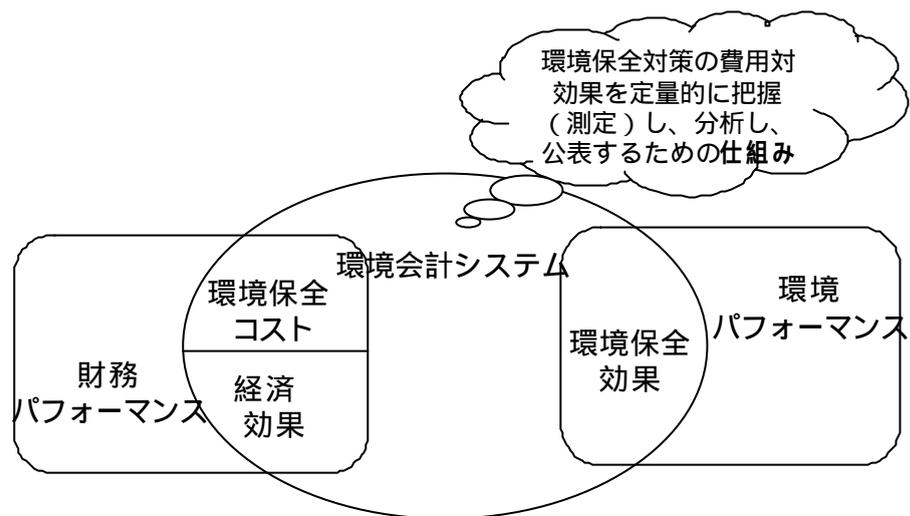
**外部機能** 環境会計は、企業等の環境保全への取組状況を定量的に公表するシステムとして、利害関係者の意思決定に影響を与える機能を果たします。



### ウ 「環境会計ガイドライン（2000年版）」で提案した環境会計の枠組み

「環境会計ガイドライン（2000年版）」では、環境会計の構成要素と相互関係を整理し、環境会計全体の枠組みを初めて明らかにしました。つまり、中間取りまとめて環境会計の主たる要素とした「環境保全コスト」に加え、その各項目と「環境保全効果」とが可能な限り対比できるようにするとともに、「環境保全対策に伴う経済効果」の要素を適切な形で織り込むことにより、全体として環境保全コストとそれに対応する効果がバランスよく表示できるような枠組みを提案しました。

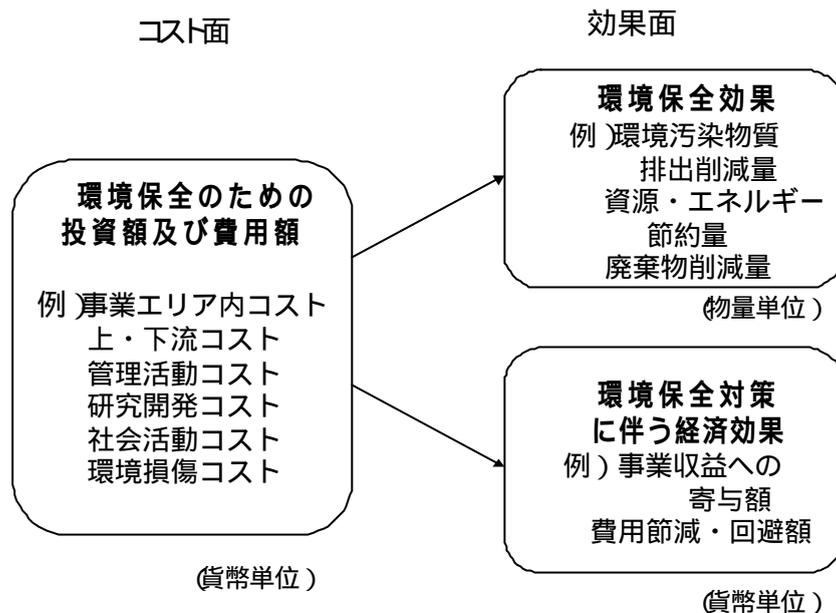
また、「環境会計ガイドライン（2000年版）」では、環境会計システムは財務パフォーマンスに関連する部分と環境パフォーマンスに関連する部分とで構成される環境保全のためのコストと効果を体系的に整理する仕組みであると位置づけています。



### エ 環境保全コストの定義、集計に当たっての考え方、具体的分類について

「環境会計ガイドライン（2000年版）」では、「環境保全コスト」を環境保全のための投資額及び費用額と定義しています。また、個々のコストが環境保全コストに該当するか否かは支出目的を原則とし、把握（測定）方法については直接把握（測定）を原則としていますが、これが難しい場合には、差額の集計、按分集計等実務的に対応可能な方法を提案しています。

また、「環境会計ガイドライン（2000年版）」では、事業活動を環境負荷との関係から「生産・サービス活動」（これを更に事業エリアとその上下流とに2分類）「管理活動」「研究開発活動」「社会活動」の領域に分け、環境保全コストの支出目的で振り分けるとともに、結果として環境保全に関わる「環境損傷」に対応するコストを加えて6分類しており、それぞれに該当する具体的なコストの当てはめ方について詳しく記載しています。6分類とは、具体的には、生産・サービス活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト（事業エリア内コスト）、生産・サービス活動に伴ってその上流または下流で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト（上・下流コスト）、管理活動における環境保全コスト、研究開発活動における環境保全コスト、社会活動における環境保全コスト、環境損傷に対応するコスト、です。



#### オ 環境保全対策に係る効果についての考え方

「環境会計ガイドライン（2000年版）」では、環境保全対策に係る効果を把握する方法として、環境負荷量やその増減を把握（測定）する場合に適した「物量単位」、環境保全対策に伴い企業等が得られた事業収益や費用の節減・回避を把握する場合に適した「貨幣単位」の二つの方法を提案しています。

##### （ア）環境保全効果

事業活動による環境負荷を抑制又は回避する「環境保全効果」（環境の維持、改善をも含みます。）は、物量単位で把握され、企業等の環境保全対策の費用対効果を検討する際には、まずはじめに把握すべき項目です。環境保全コストの項目と可能な限り対応する形で把握（測定）することが望ましく、事業エリア内で生じる環境保全効果「事業エリア内効果」、上・下流で生じる環境保全効果「上・下流効果」、「その他の効果」の三つに分類しています。

それぞれの効果について、単純な物量指標による経年変化の表示のみでは企業努力の実態を正しく伝えられない場合があり、比較指標の例についても紹介しています。

##### （イ）環境保全対策に伴う経済効果

事業収益に貢献する効果等を金額ベースで把握する「環境保全対策に伴う経済効果」の算定については、「確実な根拠に基づいて算出される経済効果」と「仮定的な計算に基づく経済効果」とに分類しています。ここで、確実な根拠に基づいて算出される経済効果とは、実質的に発生する経済効果であり、環境会計に盛り込むことが望まれますが、仮定的な計算に基づく経済効果については、推定計算を含むため、あえて公表は求めていません。

#### カ 環境会計情報の公表について

「環境会計ガイドライン（2000年版）」では、環境会計情報を公表する際の利便を考慮して、環境保全コストを中心に公表しようとする場合を想定した「環境保全コスト主体型」、環境保全コストに対し主に環境保全効果を比較する場合を想定した「環境保全効果対比型」、環境保全コストに対し環境保全効果と環境対策に伴う経済効果を合わせて比較する場合を想定した「総合的效果対比型」の3種類のフォーマット例を添付しています。ここでは、「総合的效果対比型」を紹介します。

総合的効果対比型フォーマット (公表用C表)

集計範囲：( )  
 対象期間：年月日～年月日  
 単位：( )円

環境保全コスト				環境保全効果		比較指標
分類	主な取組の内容	投資額	費用額	効果の内容	環境負荷指標	
内訳	(1) 生産・サービス活動により事業エリア内で生じる環境負荷を抑制するための環境保全コスト（事業エリア内コスト）			事業エリア内で生じる環境保全効果（事業エリア内効果）		
	公害防止コスト					
	地球環境保全コスト					
	資源循環コスト			(2) 上・下流で生じる環境保全効果（上・下流効果）		
	(2) 生産・サービス活動に伴って上流又は下流で生じる環境負荷を抑制するためのコスト（上・下流コスト）			(3) その他の環境保全効果		
	(3) 管理活動における環境保全コスト（管理活動コスト）					
	(4) 研究開発活動における環境保全コスト（研究開発コスト）					
	(5) 社会的活動における環境保全コスト（社会活動コスト）					
	(6) 環境損傷に対応するコスト（環境回復コスト）					

環境保全対策に伴う経済効果	
効果の内容	金額
リサイクルにより得られた収入額	
省エネルギーによる費用削減	
リサイクルに伴う廃棄物処理費用の削減	

項目	内容等	金額
当該期間の投資額の総額		
当該期間の研究開発費の総額		

キ 環境会計情報を正しく理解するために

「環境会計ガイドライン（2000年版）」では、個々の企業等について把握又は公表された環境会計による情報を利用者が正しく理解するために、「環境会計情報の正しい理解のために」という付録を添付し、以下のような留意点を示しています。

（ア）企業等の環境保全への取組状況については、環境会計による情報だけでなく、他の環境情報を加味して総合的に評価すべきであること。

（イ）環境会計で明示された環境保全コストについて、総額の大小や増減をもって企業の取組状況を単純に比較評価するのは不適切であり、環境保全コストはそれぞれの内容や性格をよく吟味すべきであること。

（ウ）社会的な意義における環境保全対策の費用対効果については、事業活動に伴って発生する環境負荷の実態を正しく把握し、環境保全効果と環境保全コストの比較から評価すべきであること。

（エ）環境保全コストと環境保全対策に伴う経済効果だけを比較するだけでは、企業等の環境保全対策の費用対効果を正しく評価することはできないこと。環境会計システムは、企業の財務会計の枠組みを尊重しながらも、必ずしもこれに捕らわれるものではなく、貨幣単位で比較できる部分（経済効果）のみに着目し、その収支差（黒字又は赤字）から企業等の環境保全対策を外部評価するのは適切でないこと。

ク 今後のフォローアップ

「環境会計ガイドライン（2000年版）」について、「2000年版」としているのは、環境会計に関する研究や導入実態が日進月歩で発展している現状をふまえると、環境会計の発展のために、関係者に対する適切かつ効果的な示唆を与えるものとして、内容を随時補強していくことが必要と考えたからです。今後とも、総合的な環境会計ガイドラインの充実に資するような検討を行っていきます。

（3）環境会計の普及促進のために環境省が実施する支援策

「環境会計ガイドライン（2000年版）」の策定の他にも、環境会計の理解を促進する、また、環境会計の具体的な導入に資するものを提供しています。

ア 「環境会計ガイドブック」の提供

環境省では、環境会計の意義や有効性等についての理解を更に促進するため、次のような内容を盛り込んだ「環境会計ガイドブック」を平成 12 年 6 月に作成し、環境会計の導入を検討している企業等に対し、幅広く提供しています。この「環境会計ガイドブック」は、平成 13 年 3 月現在、約 10,000 部を配布しています。

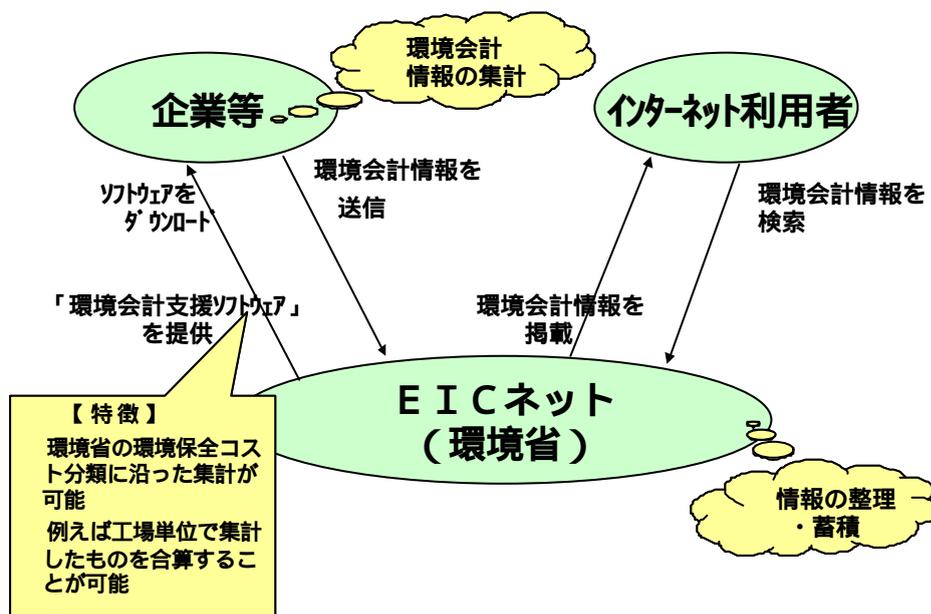
「環境会計ガイドブック」の構成

- 第 1 編「環境会計への招待」～環境会計の機能を内部管理の側面と外部への情報開示の側面から整理した上で、それぞれの意義について概説している。
- 第 2 編「環境会計システムの確立に向けて(2000 年報告)」～報告書全文を所収
- 第 3 編「Q & A 編」～実際に環境会計に取り組もうとする際の疑問点 24 について解説
- 第 4 編「事例編」～実際に環境会計に取り組んでいる 37 の企業等の事例紹介

イ 「環境会計支援システム」の運用

平成 12 年 7 月、「環境会計支援システム」の運用が開始されました。この「環境会計支援システム」は、これから環境会計を導入しようと考えている企業等(広く中堅・中小企業を含む)に対し WWW のホームページ(EIC ネット = <http://www.eic.or.jp/>) 上で「環境会計支援ソフトウェア」を提供することにより、企業等における環境会計情報の集計を支援するとともに、集計した環境会計情報を EIC ネット上で公開する途をも開くものです。この「環境会計支援システム」は、自由にソフトをダウンロードできますが、平成 13 年 3 月現在、約 6,000 件のダウンロードがあり、広く利用されています。

### 「環境会計支援システム」の流れ



ウ パンフレット「環境会計の理解のために」

環境会計に関する事項を簡単にまとめたパンフレット「環境会計の理解のために」を作成、配布しています。このパンフレットも企業の社内教育等のために広く利用されています。

#### (4) 「環境会計に関する企業実務研究会」の運営、業種別ワーキンググループの設置

環境省では、平成 11 年 3 月に「環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン(中間取りまとめ)」を公表した後、これに対する企業実務担当者の意見を直接聴取するため、平成 11 年 6 月に、企業等の実務担当者との情報交換の場として「環境会計に関する企業実務研究会」を発足させました。「環境会計に関する企業実務研究会」は、発足当初の参加企業数は 35 社でしたが、会合を重ねる度にメンバー数が増加し、平成 13 年 3 月現在の参加企業は 59 社を数えるに至っています。尚、「環境会計に関する企業実務研究会」への参加企業一覧は本章の最後に掲載してします。

「環境会計に関する企業実務研究会」の平成 12 年度の活動状況は次のようになっています。

<u>4月7日開催会合</u>	「環境会計システムの確立に向けて(2000年報告)」(草案)に関する意見交換
<u>6月1日開催会合</u>	第2回国連環境管理会計専門家会合(ウィーン会合)の概要について(國部克彦神戸大学大学院助教授による講演)、及び、企業の事例研究(日東電工(株)、(株)竹中工務店)
<u>7月19日開催会合</u>	企業、地方公共団体の事例研究(キヤノン(株)、コニカ(株)、横須賀市、(株)ローソン)
<u>9月11日開催会合</u>	企業の事例研究(JSR(株)、東京ガス(株)(ガス業界の動向についての報告)、(株)大林組(建設業界の動向についての報告))、及び、「事業者の環境パフォーマンス指標」の検討の進捗状況についての説明
<u>10月11日開催会合</u>	企業の事例発表(三菱商事(株)、(株)環境管理センター、日興証券(株)、(財)石油産業活性化センター及び(株)コスモ総合研究所(石油業界の動向についての報告))、及び、「環境報告書ガイドライン改訂検討会」の検討の進捗状況についての説明
<u>11月15日開催会合</u>	「事業者の環境パフォーマンス指標(公開草案)」についての意見交換
<u>1月19日開催会合</u>	第3回国連環境管理会計専門家会合(ボン会合)の概要について(國部克彦神戸大学大学院助教授による講演)、及び、企業の事例研究(富士重工業(株)、ソニー(株))

「環境会計に関する企業実務研究会」は、環境会計ガイドラインの充実のための企業実務担当者との意見交換が中心テーマになっています。また、環境会計の現状を勘案すると実務の蓄積が非常に重要であることから、企業等の事例発表や業界における自主的なガイドライン作りの動きも豊富に取り上げています。さらに、環境会計の内部機能の議論を中心に、世界でも先進的な議論を行っている国連の専門家会合の内容について、いち早く我が国に紹介しています。

「環境会計に関する企業実務研究会」については、今後も継続し、環境会計ガイドラインの改訂等についての意見交換をしていきます。また、環境会計のみならず、「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」、「事業者の環境パフォーマンス指標(2000年度版)」(それぞれ次項以降で説明します。)についての意見交換も行っていく予定です。

平成 12 年 9 月には、「環境会計に関する企業実務研究会」の下に電機・電子、流通、食品という 3 つの業種に属する企業の実務担当者を集めてワーキンググループを設置しました。ワーキンググループはそれぞれ 5 回の会合を開き、それぞれの議論の結果が本ガイドブックの第 3 章から第 5 章に収められていますので、内容についてはそちらを参照して下さい。

#### (5) 環境パフォーマンス指標とのリンク

本章(2)で「環境会計ガイドライン(2000年版)」について紹介していますが、環境会計は財務パフォーマンス(貨幣単位)と環境パフォーマンス(物量単位)の両域の情報を体系的に整理する仕組みであると説明しています。環境会計の要素のうち、環境パフォーマンスの情報である環境保全効果について、「環境会計ガイドライン(2000年版)」の本文では次のような記述があります。

環境省では、企業等の環境パフォーマンスの評価について、評価のための指標項目、項目毎の算出

方法等の検討を開始することとしています。今後、その検討成果を活用して、本ガイドラインの改訂、発展を図っていくこととします。

また、「環境会計ガイドライン(2000年版)」の付録(環境会計情報の正しい理解のために)には次のような記述があります。

**自社の事業活動に伴い発生する環境負荷の実態を正しく把握することが基本であること。**  
また、環境保全効果は、企業が行う環境パフォーマンス評価の結果として得られるデータを活用することにより把握できること。

上記記述は、社会的な意義における環境保全対策の費用対効果を見る上で、企業全体としてどの程度の環境負荷があるのか等という負荷の全体像に関する情報が重要であることに注意を促すものです。

上記記述等を受け、環境省では、平成12年5月に環境パフォーマンス指標に関する議論を取りまとめるべく、「事業者の環境パフォーマンス指標に関する検討会」を設置しました。検討会の発足以来、合計5回の会合の中で精力的な検討を続け、また、途中10月には「事業者の環境パフォーマンス指標～意見募集のための草案～」を公開してパブリック・コメントを募集するなど広範な意見を取りまとめ、平成13年2月に「事業者の環境パフォーマンス指標(2000年度版)」を策定し、公表しました。

「事業者の環境パフォーマンス指標(2000年度版)」では、事業者が事業活動についての環境配慮を進めていくに当たっては、自らが発生させている環境への負荷やそれへの対策(環境パフォーマンス)を的確に把握し、自己評価することが必要であるとし、その環境パフォーマンスを測るための指標を提示しています。「事業者の環境パフォーマンス指標(2000年度版)」では、環境パフォーマンス指標について、環境会計と同様に事業者の内部と外部の両方で活用されることを期待するとしています。つまり、事業者がこの環境パフォーマンス指標を参照して事業活動に伴う環境負荷や対策を自己評価していくこと、また、情報の受け手である消費者や企業の環境格付け等を行う機関が、企業評価の「モノサシ」として活用することを期待するとしています。

今後、環境省では、「事業者の環境パフォーマンス指標(2000年度版)」について「環境会計に関する企業実務研究会」等で説明し、この指標の活用方策等について意見交換を行っていきます。そして、実際に企業や情報の受け手の側の方々にこの指標を試行していただき、その結果をフィードバックしていきます。さらに、それらの結果を踏まえつつ、「環境会計ガイドライン(2000年版)」について、この環境パフォーマンス指標が反映されるような改訂を行っていきます。つまり、環境会計の環境パフォーマンスに係る記述部分を環境パフォーマンス指標の検討成果を取り入れる形で充実させていくということです。

尚、「事業者の環境パフォーマンス指標(2000年度版)」では、環境パフォーマンス指標を3分類して整理しています。その3つとは、操業(オペレーション)に係る環境負荷関連指標(操業パフォーマンス指標、OPI)、マネジメント(経営取組)に係る環境マネジメント関連指標(マネジメントパフォーマンス指標、MPI)、売上高、生産高等の経営関連指標のことで、この中で、環境会計は環境マネジメント関連指標(マネジメントパフォーマンス指標、MPI)の一つとしても位置づけられています。このように、環境会計と環境パフォーマンス指標は相互に密接な関連を持つものであり、両方がバランスよく発展していくことを期待しています。

#### (6) 環境報告書とのリンケージ

環境会計と現段階では密接な関連を持つ分野として環境報告書があります。本章第2項で環境会計ガイドラインについて紹介していますが、環境会計と環境報告書との関わりについて「環境会計ガイドライン(2000年版)」の本文では次のような記載があります。

本ガイドラインとしては、企業などが環境会計システムを導入した結果を積極的に公表することを推奨しています。また、環境情報の総合性という点で環境報告書を公表している場合はその一部として公表することが好ましく、その場合には環境報告書に盛り込まれた環境パフォーマンスに関する記述内容と適切に連携する必要があります。

また、「環境会計ガイドライン(2000年版)」の付録(環境会計情報の正しい理解のために)では次のような記述があります。

企業等の環境保全への取組状況については、環境会計による情報だけでなく、他の環境情報を加味して総合的に評価すべきであること。(中略)内容を総合的にまとめた環境報告書などの情報を通じ、その背景にある企業活動の実態を考慮して理解すべきであること。

環境省では、平成9年6月に「環境報告書作成ガイドライン」を策定し、その普及を図ってきました。しかしながら、策定から3年余が経ち、環境報告書の発行件数が増加したこと(平成9年 約170社 平成11年 約270社 環境省調べ)や内容面での進展が見られること、また、環境報告書等の検討を行っている国際団体GRI(Global Reporting Initiative)が平成12年にガイドラインを発行したことなど、状況に変化が見られたことから「環境報告書作成ガイドライン」を改訂することとしました。そのため、環境省では、平成12年9月に「環境報告書作成ガイドライン改訂検討会」を設置しました。検討会の発足以来、合計4回の会合の中で精力的な検討を続け、また、途中11月には「環境報告書ガイドライン(公開草案)」を公開してパブリック・コメントを募集するなど広範な意見を取りまとめ、平成13年2月に「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」を策定し、公表しました。

「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」は、環境報告書作成に当たっての原則や記載することが必要と考えられる項目等を、わかりやすく、かつ、適切に示すことを目指したもので、平成9年の「環境報告書作成ガイドライン」の内容を大幅に見直したものとなっています。特に顕著な変更点は、環境報告書の基本的項目や原則、信頼性確保に向けての仕組み等、環境報告書のあり方についての記述の追加、前述した環境パフォーマンス指標の検討成果を受け、環境負荷の低減に向けた取組の状況に係る記載項目について、具体的に列挙し、算定方法等を示したこと、の2点です。

「環境報告書ガイドライン(2000年度版)」では、環境報告書を環境コミュニケーションのツールとし、企業等が社会的説明責任を果たす上で不可欠の項目として、「環境報告書に必要と考えられる項目」を挙げています。それは、基本的項目、環境保全に関する方針、目標及び実績等の総括、環境マネジメントに関する状況、及び、環境負荷の低減に向けた取組の4つに分類され、各分類の中で環境報告書に必要と考えられる項目として以下の18項目が挙げられています。

#### 1. 基本的項目

事業者と社会との環境コミュニケーションのツールとしての基礎的内容。

経営責任者緒言

報告に当たっての基本的要件(対象組織・期間・分野、作成部署・連絡先)

事業概要等

#### 2. 環境保全に関する方針、目標及び実績等の総括

環境保全に関する経営方針

環境保全に関する目標、計画及び実績等の総括

環境会計情報の総括

### 3. 環境マネジメントに関する状況

環境負荷低減に向けた経営取組（環境マネジメント）についての内容

環境マネジメントシステムの状況

環境保全技術、環境適合設計（DfE）等の研究開発の状況

環境情報開示、環境コミュニケーションの状況

環境に関する規制遵守の状況

環境に関する社会貢献活動の状況

### 4. 環境負荷の低減に向けた取組の状況

事業活動に伴う環境負荷の状況及びその低減に向けた具体的な取組内容

環境負荷の全体像（事業活動のライフサイクル全体の把握・評価）

事業活動へのインプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策

上流（製品・サービス等の購入）での環境負荷の状況及びその低減対策

事業活動からのアウトプットに係る環境負荷の状況及びその低減対策

下流（製品・サービス等の提供）での環境負荷の状況及びその低減対策

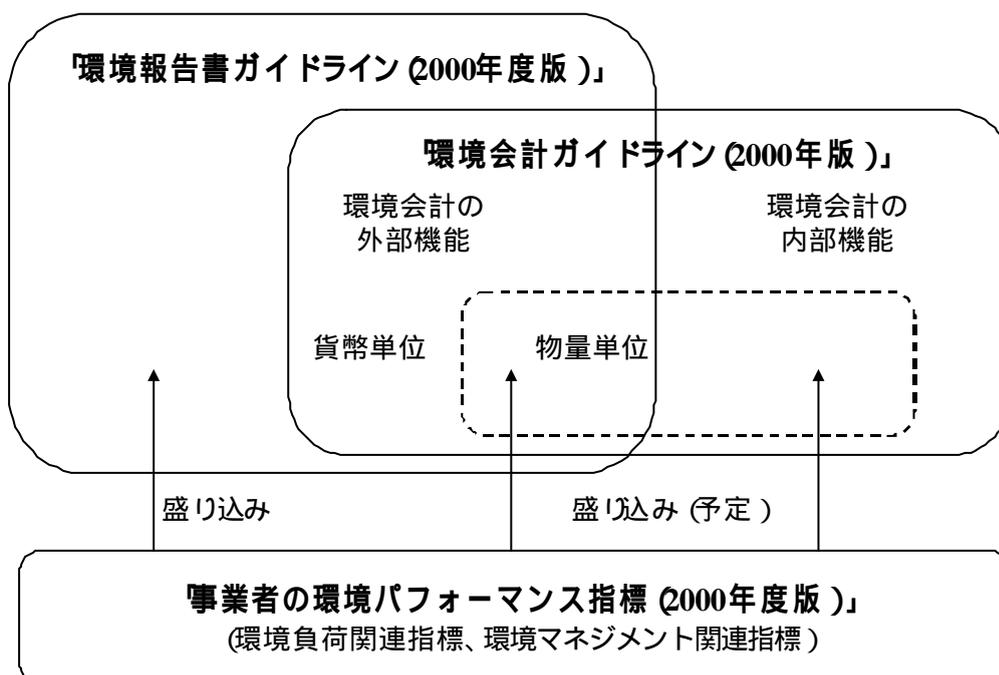
輸送に係る環境負荷の状況及びその低減対策

ストック汚染、土地利用、その他の環境リスク等に係る環境負荷の状況及びその低減対策

上記の通り、環境会計情報については、「2. 環境保全に関する方針、目標及び実績等の総括」の中の一項目として位置づけられています。

今後、環境省では、「環境報告書ガイドライン（2000年度版）」について「環境会計に関する企業実務研究会」等で説明し、このガイドラインの活用方策等について意見交換を行っていきます。そして、実際に事業者や情報の受け手の側の方々にこのガイドラインを試行していただき、その結果をフィードバックしていきたいと考えています。

最後に、「環境会計ガイドライン（2000年版）」、「環境報告書ガイドライン（2000年度版）」、「事業者の環境パフォーマンス指標（2000年度版）」といろいろ出てきましたので、図でそれぞれの相互関係について整理してみます。尚、それぞれの内容については、環境省のウェブページ（<http://www.env.go.jp/policy/index.html>）に掲載しています。



### 3. 環境省以外の研究機関等における様々な取組

環境会計への関心が高まり、環境会計に取り組む企業数の増加とともに様々な実務研究活動が行われています。国内における継続的な実務研究活動としては、(社)日本能率協会による環境会計研究会、(社)産業環境管理協会による環境会計委員会、(社)食品需給研究センターによる食品産業環境会計推進事業会議等があります。(社)食品需給研究センターによる食品産業環境会計推進事業会議については、環境省で取り組んでいる食品ワーキンググループの内容と関連があるため、相互に意見交換を行ってきています。また、(社)産業環境管理協会による環境会計委員会にも環境省からオブザーバー参加していますが、このガイドブックの第2章で紹介するマテリアルフローコスト会計について個別企業での導入実験が行われている他、環境会計の内部機能に関する調査研究が行われています。

また、郵政研究所においても研究が行われていましたが、昨年その報告書が取りまとめられています。

さらに、(財)地球環境戦略研究機関(IGES)においても、今後環境会計に関する研究が進められる予定があります。

環境省において環境会計全般に関する事項を検討していきませんが、今後とも上記のような様々な研究活動と連携していくことを考えています。

### 4. 業界団体や地方公共団体における取組

#### (1) 業界団体における自主的な取組

「環境会計ガイドライン(2000年版)」に次のような記述があります。

「環境会計ガイドライン(2000年版)」は、いわば環境会計に関する基本指針(基本ガイドライン)を提示するものです。まず、環境会計の基本的な部分については、共通に活用できる原則を示すなどの考え方の統一性を重視しています。一方で、多様な業種・業態における基本ガイドラインの具体的な運用に当たっては柔軟性に配慮するという中間取りまとめの基本姿勢を維持しています。この延長線上において、業種・業態の特色を活かした環境会計に関する運用指針(運用ガイドライン)に関し、今後各所で進められるであろう実務的研究と積極的に連携していくことも、環境省として重要と考えており、そのように努めていきたいと考えています。

上記で示されている実務的研究について、今年度早速いくつかの動きがありました。その中から、本ガイドブックの第6章の環境会計事例編では、ガス業界、建設業界、ゴム業界、石油業界の事例を紹介しています。ガス業界、建設業界、石油業界の事例については、それぞれ「環境会計に関する企業実務研究会」での事例研究としても取り上げています。また、建設業界の日本建設業団体連合会に設置された「環境会計ワーキンググループ」の会合に環境省から参加するなど活発に意見交換を行っています。

環境省では、他の業界でも同様の動きが出てくることを期待していますし、積極的に連携していきたいと考えています。

#### (2) 地方公共団体における取組

昨年公表された東京都水道局の環境会計の事例(平成11年度の「環境会計に関する企業実務研究会」でも事例研究をしています。また、「環境会計ガイドブック」の事例編でも紹介しています。)をはじめとして、地方公共団体でも環境会計に取り組む例が増えてきています。横須賀市に「環境会計に関する企業実務研究会」で事例を発表していただくなど、環境省としても調査検討を進めています。

東京都水道局、横須賀市の他、昭島市水道部、大阪府水道部、東京都下水道局、岩手県においても環境会計の導入の事例が発表されています。地方公共団体における環境会計の取組については、現業部門と政策決定部門との区分の仕方等の検討課題がいくつもありますが、今後とも調査研究を続けていきたいと考えています。

尚、本ガイドブックの第6章の事例編では、横須賀市、東京都下水道局、岩手県の例を紹介しています。

## 5．世界の動向

国外に目を向けて見ますと、世界でもいろいろな国際機関や、各国の様々な政府機関、研究者、会計関係者などがいろいろな意味で環境会計という言葉を使い、様々なタイプの環境会計について言及しています。

ここでは、環境会計の持つ2つの機能 外部機能と内部機能という切り口に沿って俯瞰してみます。

外部報告目的での環境会計については、国連において国連貿易開発会議（UNCTAD）が1999年に‘Accounting and Financial Reporting for Environmental Costs and Liabilities’というガイドブックを公表しました。これは既存の財務諸表の中で環境会計情報の開示を促すものです。政府機関ではありませんが、欧州会計士連盟（FEE）も同様の趣旨のディスカッションペーパーを公表していますし、カナダ勅許会計士協会（CICA）やイギリス公認会計士勅許協会（ACCA）も報告書を出しています。これらには、貸借対照表や損益計算書やその他の付帯情報での環境関連情報の開示も含まれています。なお、イギリス公認会計士勅許協会（ACCA）の報告書では、我が国の環境会計ガイドラインへの言及があります。一方、スイス環境省は環境負荷を共通単位に換算する指標を示すことで、企業のエコバランス作成を支援しています（エコバランスとは、事業活動に伴う環境への影響を物量単位で把握してインプットとアウトプットに分けて整理したものです。）

内部管理目的の環境会計については、アメリカの環境保護庁（EPA）が1992年からアメリカの大手企業等と協力しながら研究プロジェクトを行っています。1995年には「経営管理手法としての環境会計入門」という手引書を公表していますが、この手引きでは、環境会計が企業経営上も環境保全上も有用であるとし、実際に適用可能になるように環境コストの範囲や考え方等を紹介しています。また、2000年には「無駄なくグリーンなサプライチェーン」という手引書を公表していますが、これは環境会計をサプライチェーン全体にまで広げて適用することを目指したものとなっています（サプライチェーンとは、資材購入から製造工程を経て製品となり顧客に届けられるまでの一連の連鎖のことを言います。）

一方で、ドイツ語圏においても内部管理目的の環境会計についての研究が進められています。ドイツ環境省等では1996年に「環境原価計算ハンドブック」を公表していますが、これは原価計算という内部的側面が中心になっています。また、オーストリア環境省も1997年に「環境コストマニュアル」を発表しています。研究者ベースでは、ドイツのアウグスブルグ大学のワグナー教授とドイツの環境経営研究所（IMU）が中心になってマテリアルフローコスト会計という手法が開発されています。マテリアルフローコスト会計については、国連持続可能開発部の環境管理会計専門家会合でも大きく取り上げられていますので、本ガイドブックの第2章で紹介します。

欧州委員会（EC）でも1997年から2年間、Ecomac と呼ばれる研究プロジェクトが行われています。Ecomac とは、Eco Management and Accounting を意味し環境マネジメントと管理会計とを統合したフレームワークを提案しています。

国連においても議論が行われています。国連持続可能開発部（UNSD）では、1999年から、環境管理会計を促進するための政府の役割について調査研究を進めています。この研究には我が国からも環境省が毎回会議に出席していますので、国連持続可能開発部での議論の動向については、章を改めて第2章で詳しく紹介します。

地域レベルでの動きもあります。アジア諸国も大きな関心を寄せており、すでにタイ、フィリピン、韓国などでは研究が行われ、先進国で開発された手法を導入したいという要望があります。このような動向を反映して、アジア太平洋環境管理会計ネットワーク（仮称）(Environmental Management Accounting Network - Asia Pacific: EMAN-AP)が結成されるという計画があります。

また、中国においても、我が国の環境会計の手法等を取り入れようとする動きがあります。平成12年11月に、中国環境省の方と意見交換を行う機会がありましたので、そのやりとりを紹介します。

<コラム> 中国環境省との面談

平成12年11月 「日中（慶応大学・清華大学）エネルギー・環境・経済共同研究プロジェクト」の一環で、中国環境省及び清華大学の一行が、我が国の環境省を訪問。

我が国政府の取組として、環境省の施策とその成果、UNSDの専門家会合での世界の環境会計の動向等について説明。これに対し、環境会計を中国で検討する際に有効かつ貴重な情報を体系的に紹介された点に、先方から深い感謝の意が表明された。特に、欧米での内部管理会計手法を中心した検討とは異なり、環境報告書と密接に関連して企業等が積極的に環境会計情報を外部公表している点に大きな関心を示していた。

会合を結ぶに当たり、先方より「清華大学は朱鎔基首相の母校でもあり、単に大学の研究員のみならず、中国政府の担当部局と日本の環境省と今後緊密に情報・意見交換していきたい。」との要望が表出された。

本コラムで触れている「日中（慶応大学・清華大学）エネルギー・環境・経済共同研究プロジェクト」については、本ガイドブック第6章の事例編で紹介していますので、参照して下さい。

環境省としては、アジア地域における関心の高さに鑑み、積極的に情報発信を行い、地域におけるリーダーシップを発揮すべく努めていくところです。また、国連の会議等を通じて、情報を収集するとともに、我が国の取組を積極的にアピールしていきます。

環境会計に関する企業実務研究会「参加企業一覧」

企業名	部署名	担当者氏名
アオイ環境(株)	環境計画部 環境計画	中森 紅愛
オーエスラボ(株)	環境規格調査室	四元 健仁
大阪ガス(株)	環境部	渡部 徳博
(株)大林組	東京本社 地球環境室	塩田 泰之
沖電気工業(株)	地球環境部	田畑 正法
オリンパス光学工業(株)	品質保証部 環境保全推進グループ	稲田 昂
(株)環境管理センター	社長室経営企画グループ	浜島 直人
キヤノン(株)	環境技術センター 環境企画部 環境企画課	古田 清人
(株)ぎょうせい	企画開発部 開発課	岩崎 孝雄
キリンビール(株)	社会環境部	山村 宜之
グリーンブルー(株)	総務	瀬澤 行宏
コニカ(株)	環境安全推進室	納富 高志
コマツ	生産本部生産技術部	吉野 忠光
サッポロビール(株)	コーポレート・コミュニケーション部 社会環境室	堺谷 裕一
(株)サンクスアンドアソシエイツ	総務本部 CS推進部	岡本 喜代一
三洋電機(株)	品質・CS・環境推進部	小野 孝志
J S R(株)	環境安全部	荒井 薫
(株)島津製作所	環境・安全推進室	大瀬 潤三
シャープ(株)	環境安全本部 環境企画部	真砂 淳司
ジャスコ(株)	環境・社会貢献部	石塚 幸男
セイコーエプソン(株)	地球環境室	山口 岳春
(株)西友	環境対策室	大野 郁宏
ソニー(株)	社会環境部	鶴田 健志
ダイキン工業(株)	地球環境室	曾地 修一
大成建設(株)	環境本部環境マネジメント部地球環境室	大竹 公一
大日本印刷(株)	環境安全部	小川 行雄
太平洋セメント(株)	生産部 環境管理グループ	吉岡 勇治
宝酒造(株)	環境・業務部	吉田 陽
(株)竹中工務店	地球環境室	渡守武 晃
中京コカ・コーラボトリング(株)	広報・環境部	長谷川 宜宏
千代田化工建設(株)	環境プロジェクト本部 ウェイスト・マネジメント・プロジェクト部	岩崎 守
東京ガス(株)	環境部 環境推進グループ	高嶋 英一
東京都水道局	総務部主計課	斉田 典彦
(株)東芝	環境・リサイクル推進センター	松田 治人
東邦ガス(株)	環境部 管理第一グループ	岡本 則夫
凸版印刷(株)	エコロジーセンター	須田 治樹
トヨタ自動車(株)	環境部 企画グループ	山口 真一
日産自動車(株)	環境・安全技術部 企画・渉外グループ	松原 雅一
日東電工(株)	公需渉外部	古川 芳邦
日本生活協同組合連合会	環境事業推進室	山元 重基
日本電気(株)	環境管理部	宇郷 良介
日本電信電話(株)	環境推進室	西 史郎
(株)ノーリツ	環境推進室	亘 秀明
パイオニア(株)	社会環境部	池村 治久
(株)日立製作所	環境本部 環境管理センター	谷口 幸弘
広島ガス(株)	製造本部廿日市工場	蓮池 俊治
富士ゼロックス(株)	エコロジー&セーフティー推進部	藤山 哲郎
富士通 エフ・アイ・ピー(株)	システム管理統括部	栗山 茂
富士通(株)	環境技術推進センター	松本 操
松下電器産業(株)	環境本部 環境保護推進室	今井 伸一
松下電工(株)	地球環境保全センター	浪越 武
ミサワホーム(株)	環境推進部	村本 孔一
三菱商事(株)	環境室	片江 啓訓
三菱電機(株)	環境保護推進部 企画グループ	内藤 知子
横須賀市	環境部環境管理課環境政策担当	松尾 和浩
(株)リコー	社会環境室	羽田野 洋充
(株)ローソン	業務企画室 環境・社会貢献	河合 勝己
Y K K(株)	黒部業務センター環境施設グループ	柴田 光